

県北広域振興局長告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年10月26日

県北広域振興局長 南 敏 幸

- 1（1）道路の種類 一般国道
（2）路線名 340号
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡九戸村大字長興寺第8地割字天摩59番10地先から 第10地割字沖40番2地先まで	新	m 47.8～12.1	m 353.4
	旧	21.2～7.8	361.6

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター

イ 期間 平成30年10月26日から同年11月26日まで

- 2（1）道路の種類 県道
（2）路線名 野田山形線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡野田村大字野田第21地割字日向下79番4地先から 79番1地先まで	新	A m 9.0	m 95.0
		B 11.5～9.0	119.0
	旧	A 9.0	95.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部

イ 期間 平成30年10月26日から同年11月26日まで